

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十四第

行發日一月二十年一十和昭

論叢

地方税としての土地家屋税

法學博士 神戸正雄

生産期間について

文學博士 高田保馬

簿記と取引

經濟學博士 蜷川虎三

時論

百貨店法の制定

經濟學博士 谷口吉彦

研究

資本維持と金融統制

經濟學士 一谷藤一郎

比較生産費説の近代的形態

經濟學士 松井清

說苑

客觀主義保險價額説に於ける動搖

經濟學士 佐波宣平

收益法則の一解釋

經濟學士 山岡亮一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

本誌第四十三卷總目錄

説苑

客觀主義保險價額説に

於ける動搖

——椎名・加藤兩教授の所説について——

佐波宣平

私が昨年九月「保險價額規定無用論」を發表して以來各方面よりこれに對する批評が與へられた。即ち、神戸商大北村五良教授よりは「保險價額論の一節」「保險價額概念の生成」、大阪商大椎名幾三郎教授よりは「保險價額に關する論争」「保險價額に關し加藤博士に答ふ」、東京商大加藤由作教授よりは「保險價額の客觀性に關する北村椎名兩教授の所説を評す」、九州帝大野津務教授よりは「被保險利益に就て」の諸論文が發表せられた。併し、これら諸氏の説は決して同一ではなくそれぞれ見解を異にしてゐる。先づ、北村説は私見と全く正面衝突の論である。椎名説は一部より主觀的客觀説と呼べる、如く謂はゞ、私見と北村説との中間に位置するものである。而して、加藤説は北村説と椎名説とを合體せんとする妥協説である。終りに、野津説は、説くところ審かでないが、私見と

客觀主義保險價額説に於ける動搖

全く同一であつて主觀主義に立つてゐる。(後段參照) 全く甲論乙駁の有様である。

ところで、私は、これらの批判または論争の經過中にたゞ一度「再び保險價額について」の一文を北村教授に呈したるに過ぎなかつた。蓋し、私としては言ふべきことを既に言ひ盡してゐるために、これ以上自説を繰返へす必要がなかつたからである。けれども、私は、いまや、三たび、保險價額について稿を草するの必要に迫られた。それは、私と反對の立場に立つと自稱する客觀主義學説に於て著しい動搖が起つて來たからである。私にして、もしこの重大な動搖を看過するならば、私自身の立場が甚だしく弱められまたは誤解されることとなる。そこで、私は、既に論じ盡した北村説に對しては、こゝで直接的にはこれを問題とせず、主として他の椎名・加藤兩教授の所説をとりあげ、これら兩教授の謂はゆる客觀主義について批判を與へやう。

一、一般的客觀主義説

私がこれまで保險價額について批判の對象としてゐたのは、保險價額の客觀性を主張する學説、正確にいへば、財の一般抽象的價額または一般的交換價格をもつて保險價額とすべしといふ學説であつた。即ち、保險契約者に於ける事情を全く捨象して世人一般に通用

する價格または交換價値をもつて保險價額とする學説に對して、修正を試みたのであつた。このことは、私が「保險價額規定無用論」に於て、『法規上に於ける保險價額の意義』といふ題の下に、

「各國の法規は、明文をもつてすると否とに拘はらず、財の一般抽象的價額をもつて保險價額とすることに略々一致してゐる。」¹⁾

田中耕太郎教授が「……保險の目的物の交換價格を標準として保險價額を定むべきである。……」といへるも、一般的交換價格をもつて保險價額とすべしとの説を示すものであ
る。²⁾

となし、また、

栗津清亮博士「保險價額は被保險利益を金錢に見積りたる價額にして、……此價額は常に客觀的ならざるべからず。客觀的とは獨り當事者のみならず世間一般に認定する所の價額にして……」³⁾

水口吉藏博士「保險價額は……被保險利益が有する客觀的評價額なりとす。即ち、物の一般的價額を以て保險價額と爲す。換言すれば、客觀的價額とは保險の目的に付き被保險者が有する利益の取引社會に通ずる一般的價額にして、被保險者が特別な關係に於て其物に付き特別なる價額を附するも、一般經濟界に於て其物に付き斯る價額を認めざるときは

之を以て保險價額と爲すことなく、單に其客觀的價額即ち取引界に於ける價額を以て保險價額と爲すべきものとす。⁴⁾」
と、引用をなしたる上、これにつき、私見として、

「かやうに保險價額を一般的客觀的價額であると抽象的に解釋することは、一般的不特定な場合に於ける妥當性を望む法律論としては極めて至當なことである。蓋し、このやうな抽象的解釋をとることによつて、損害の填補は被保險者に對して理論上または概念上の一般的妥當性をもつものと見做し得るからである。」⁵⁾

と述べ、また他の個所に於て、

「法規が保險價額として意味するものは現實に取引價格として存在しないところの一般的客觀的な價格である。一般的客觀的價額なるものは、それが一般性客觀性をもつといふ意味に於て、一般妥當性をもつものと考へられ得るのであり、従つて、常に一般的な場合を規定しやうとする法規としては、このことは一應正しいことである。」⁶⁾

と言つてゐるところより、極めて明白である。

ところで、注意すべきことは、私が、保險價額についてかやうに法規解釋をなし、(この法律解釋は、私の獨斷によつてなされたものではない。私の右の引用文に於けるが如く、我が國に於ける法律學者の通説なのである。)次に、こ

1) 拙稿、經濟論叢第四一巻第三號七四頁

2) 3) 4) 同、七五頁

5) 同、七六頁

6) 同、七八頁

の謂はゆる一般的客觀的保險價額説に反對して私見を發表したといふことである。これは、諸氏が私に對して批判をなす場合に於て特に注意を要する事柄である。もしさうでない、折角なされる批判も甚だ見當違ひとなり何のための批判だかわからなくなるからである。

なほ、私が既に反批判を與へたる北村教授は明かにこの一般抽象的交換價格を保險價額とする客觀主義者である。それは、同教授が

「損害保険契約に於ける損害填補は……世人一般に對して通行する平均的な客觀的な損害のみ損害として填補するのである。故に、損害發生可能の最高額を示す保險價額の算定に當りて標準となすべきは、客觀的、市場的標準であつて主觀的個人的標準であり得ないわけである。即ち、保險價額は一般的價額客觀的價額であるべきである。」¹⁾

と言つてゐるからである。而して、私がかやうに北村説を一般的客觀主義説とすることに於て謬りなきは、加藤教授が「北村説は保險價額の客觀性とは全然被保險者の主觀を離れた世間一般に通用する平均的な價

値、即ち市場價值であるとする²⁾。これは徹底したる客觀説である³⁾と評してゐることより、また、椎名教授が「北村教授の保險價額の客觀性とは全然被保險者の主觀を離れた世間一般に通用する價額である⁴⁾」と評してゐることより見て、明かであらう。

而して、この一般的客觀主義説が甚だ不充分不完全であることは、私がこれを提唱して以來、次第に人々(例へば椎名・加藤兩氏に於ける如き)の認むるところとなつて來た。だから、私としては今日この一般的客觀主義に對して檢討する必要は殆んどなくなつて來てゐる。

二、個別的客觀主義説

ところが、同じく客觀主義に立つて保險價額を解釋すべしと主張する學者のうち、以上の通説たる一般的客觀主義と著しく異なる型の客觀主義を採るものが二つ新しく現はれた。その一つは個別的客觀主義者であり、他は折衷的客觀主義者である。

1) 北村五良氏、國民經濟雜誌、第五九卷、第六號、二八頁
2) 3) 加藤由作氏、損害保險研究、第二卷、第三號、四頁
4) 椎名幾三氏、損害保險研究、第二卷、第四號、二

以下、私はこれら新型の客觀主義について吟味を與へんとするものである。が、その場合、私は、考察の方法として、私自身の持論を表面に押出すことを努めて避けつゝ、専らこれら新しき客觀主義そのものゝ立場に立つことによつて、これらの客觀主義が何を意味してゐるかについて批判を試みることにする。そして、當然のことではあるが、私は批判に當つて相手方の末梢的な片言隻句の穿鑿はこれを排して論者の所説の構成または大綱についてのみ考察を向けた。

先づ、順序として個別的客觀主義から考察して行かう。この個別的客觀主義を採る者は椎名教授である。

この個別的客觀主義といふ命名は、さきに述べた一般的客觀主義と區別するために、便宜上、私が與へたものである。椎名教授自身は、自説を「もし、相對的客觀説と呼ばれるなら、或は適當であらう。然し、人間社會に絶對性をもつ評價は考へられないから」この「相對的なる文字は無用である。」といひ決定的命名を爲してゐない。そして、加藤教授はこの個別的客觀主義をもつて主觀的客觀説と呼んでゐる。¹⁾

椎名氏は一般的客觀主義に反對して次の如く言ふ。

「人間社會に絶對性をもつ評價は考へられない。……一切の人々に共通する唯一の市場價額などと言ふものはない。必ず何人かに關連して價額は決定されるのである。されば、被保險者のための保險契約に於ては、被保險者の地位に關連して價額を決定するを當然と思ふ。」²⁾「蓋し、損害保險契約は被保險者の損害の填補を目的とする契約であり、彼の損害は利益の減少又は滅失によつて發生するのであるから、損害の大小及び利益の價額は常に被保險者を離れて算出すべきものではないからである。従つて、同一物件でもその所有者を轉々する毎に保險價額に變動を生ずることあるべきは當然である。」⁴⁾

そして、これを具體的に説明して

「市場價額にも種々ある。卸賣價額・小賣價額・買入値段・賣上値段等があるので、そのいづれの市價をもつて保險價額とすべきかは、被保險者の境遇又は地位によつて決定される。例へば、デパートの商品の保險價額はデパートが製造業者からこれを購入し得る價額であるが、デパートから買取られた商品の保險價額はデパートの賣價によつて決すべきである。」³⁾

椎名説の大綱はかくの如きものである。以下私は椎名説に於ける特徴たる「被保險者に關聯して」「客觀的に保險價額を定むる」ことの可能なりや否やにつき検討する。そして、説明の便宜上、私は出来るだけ椎名

1) 椎名氏、損害保險研究、第二卷、第四號、三頁
 2) 加藤氏、前掲論文、四頁
 3) 椎名氏、損害保險研究、第二卷、第四號、三頁
 4) 椎名氏、經濟時報、第八卷、第二號、一四、一五頁
 5) 椎名氏、損害保險研究、第二卷、第四號、二頁

説に忠實に「保險價額の客觀化」の意味を次の三様に解釋して叙述を進めることとした。

(一) 財の價值は現實の賣買過程を通つて初めて客觀的價額となり得る。だから、椎名説がこの賣買價額(被保險者にとっては購入價額)をもつて保險價額とするといふとき、それは明かに客觀主義の上に立ち得る。即ち、財の價值は現實の取引價格によつて客觀化する。而してこれを財の取得者たる被保險者より見るに、同一物財であつてもこれを高く買入れたときはそれだけの價額を投じてゐるのであるから、その物財を喪失すれば彼はそれだけの價額の損失を受けることになる。だから、保險制度としては、たとひそれが異常に高價であつても、彼の利益を守るためには、この購入價額をもつて保險價額とすべきである。かやうに解釋するとき、椎名説は一應は許され得る。そしてこれは、私がかれまで正面の敵としたる一般的客觀主義に比すれば、同じく客觀主義に立つものではあるけれども、それが被保險者の個人的利害に關聯をもたせやうとする

點に於て、大いなる發展を示してゐるといふべきである。

併し乍ら私はこれに於ても甚だしい不備を見出す。それは、この個別的客觀主義が保險價額の客觀性を現實に成立したる購入價格のみに求めざるを得ざる窮屈さのために、單なる形式的抽象論となり現實の多くの問題の解決に當つて全く無能力となつてゐるからである。椎名説によれば客觀化したる價額は現實に成立したる賣買價額(この場合は購入價額)しかあり得ない。そこで、飽くまでもこの現實の購入價額のみを頼りとする。併し、これは嚴密には購入の瞬間に於てしか當篋り得ず、購入後時日を経過しまたはその間使用されたる物財に對しては全く適用されない論である。例へば或る物財の購入後、それと同種の物財の市場價格が甚だしく下落したとするも、椎名説によれば、その財の保險價額は不變でなければならぬ。或ひは、これについて椎名教授は言ふかもしれない。「その財と同種の多數財の價格が下落したるときは當該被保險者の當該

財もそれだけ價格を減少したのであるから、保險價額もそれだけ減少しなければならない。」と。併し、さういふとき椎名説は自滅する。何んとなれば、椎名教授に於ては、客觀化せるものは現實に成立せる購入價額だけである。同種の他の財の價格が下落したからといつて、これをもつて當該財の價格從つて保險價額を動かすといふことは、他の一般的事情より類推して當該財の價額に對する一般的抽象的な評價をなす(北村説の如く)ことゝはなつても、椎名説に於ける「保險價額の客觀化」をなしたることゝはなり得ないからである。また、この場合、椎名教授は「その財を賣れば當然下落した價格にしか賣れないのであるから、それだけ低落したる價格をもつて保險價額とすべきである。」といふかも知れない。が、併し、未だ現實に賣却といふ取引過程を通つてゐない限り、それは一般より特殊への推定ではあつても、椎名説に於ける客觀化を意味しない。(なほ、これについては後段参照)

論じ來れば際限がないが、かやうに現實に成立した

る購入價額のみ客觀的價額を求めるといふ説は、購入の瞬間に於ては可能であるけれども、購入後或る時日を經過したる財に對しては全く適用し得ない。従つて、かく解する限り、この椎名説は、商法三九三條「保險者カ填補スヘキ損害ノ額ハ其損害カ生シタル地ニ於ケル其時ノ價額ニ依リテ之ヲ定ム」といふ損害額算定の原則にも、亦、商法三九二條「保險價額カ保險期間中著シク減少シタルトキハ保險契約者ハ保險者ニ對シテ保險金額及ヒ保険料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得」といふ保險金額可動の規定精神にも、著しく矛盾するものである。尤も椎名教授がこれらの商法規定を無用であるといへば話が別であるが、さうでない限り、椎名説は全く成立の餘地がない。更にまた、かやうな意味の椎名説に於ては、未だ現實には行はれてゐない賣買取引に關して可能である希望利益についても、それが現實の客觀的價額をもち得ず單なる抽象的主觀的評價額なるの故をもつて、これを保險の目的となし得ないことゝなる。

(二)第二の解釋に立つて椎名説を考へやう。それは、椎名教授が「被保險者に關連して被保險利益を客觀的に評價する」といふのは、「世人一般が當該被保險者の地位に立ち當該被保險利益が幾許の價額を有すべきやを評價するのである」といふ意味に解釋することである。例へば、前の例の如く、或る被保險者が或る物財を或る價額で購入した後それと同種の物財の多數が價格の低下を惹き起した。このやうなときは、「當該被保險利益の價格は何人がこれを所有してゐるとしても當然それだけ價格を低下してゐるのであるから、當該被保險者としてもその物財に對する評價額はそれだけ減少を來たしてゐる筈である。だから、その物財の保險價額も客觀的にそれだけ減少すべきである。」一應、椎名説をこのやうに解釋することが出来る。ところがこれはまた椎名説の自減を意味する。何故かなれば、かやうに論ずることは、多數のまたは多數を代表する一人の第三者を當該被保險者の立場に置くことによつて、一般をもつて特殊を規定することゝなり、結局、

客觀主義保險價額説に於ける動搖

北村教授に於ける一般的客觀主義に立つことゝはなつても椎名教授に於ける個別的客觀主義を全く没却してしまふことになるからである。特殊を特殊として固執するところに椎名説の特徴があつた筈である。そしてまた、私はこゝで椎名説のこの矛盾を指摘するのに、右のやうに、廻りくどく購入後の價格の低落を考へなくともよい。當該被保險者が最初に當該物財を購入したといふその購入價額を直接吟味すれば足りる。即ち、吾々は、かやうに第三者の評價を問題とする限り、彼が最初にその物財に或る價額を支拂つたといふことが果して一般の第三者より見て當を得てゐるや否やも考へなければならぬ。そうするときには、最初より必ず一般的價額をもつて保險價額としなければならず、従つて、その物財を購入するのに現實に支拂つた價額を必ずしも保險價額となし得ないことになり（これは購入價額を保險價額とすべしといふさきの椎名氏の主張とも矛盾する）、こゝに於て、椎名説は、自身が排撃するところの北村説と同一化することによつて、保險

價額の客観化はこれを可能となし得ても、その特徴たる「被保険者に關連して」といふことが全くナンセンスとなり了はる。

(三) 被保険利益が金錢に評價され保険取引關係に置かれるとき保険價額が客観化して來るといふ解釋に立つ場合。この解釋をとるものには現に野津教授がある。

即ち、同教授は私と北村教授との論争に言及して

「私をして云はせるならば、この被保険利益の保険價額は、被保険利益を金錢に評價した場合の價格、それが保険價額であります。被保険利益そのものが、本來主観的のものであるけれども、それが保険取引關係に置かれることによつて、客観化されるのでありますから、それと同じやうに、保険價額も、本來は主観的なものであるけれども、それが保険契約の目的とされる場合に於いては、客観化され、客観的な價格となると私は考へるのであります。」¹⁾

もし椎名教授にして保険價額の客観化をこのやうに解釋するのであるならば、椎名説は成り立ち得る。ところが、この野津説は私の説と全く同一である。即ち私が既に次の如く²⁾、保険價額は本來被保険者の主観的評價を基礎とし保険契約によつて定まるといふのと全く

同一である。

「損害保険契約は、それ自體の精神に於ては、被保険者が被保険利益について蒙むることあるべき損害を被保険者が填補することをもつてその目的とするのである。従つて、先づ第一に、その損害額が幾許であるかは被保険者がその被保険利益に對して幾許の評價をなしてあるかによつて定められなければならない。尤も、いふまでもなく、被保険者がたゞ個人的に評價するといふだけではそれは單なる主観的評價たるにとじまり、未だこれをもつて保険價額といふことは出來ない。

その評價が保険價額としての意味をもつためには保険契約によつて規定を受けなければならぬ。詳しく言へば、被保険者が相手方たる被保険者の承諾を得たる價額、即ち、被保険者と被保険者との合意によつて定められたる價額でなければならぬ。……それは、必ず、被保険者の評價(個人的主観的評價)を基礎として——被保険者によつて修正せられるであらうとも——ひなくてはならない。」

こゝに於て、第三の意味に「保険價額の客観化」を解するときは、椎名説は辛くも存立するけれども、他方に於てそれが私の持論と全く同一となることのために、椎名教授がこれまで折角私の説に反對して來た努力が全く徒勞に歸する。

1) 野津氏、被保険利益に就て、損害保險事業研究所發行、二六頁

2) 拙稿、經濟論叢第四二卷第二號一一五、一一六頁

以上の如く論じ来れば、椎名説は全く矛盾に充ち充ちてゐる。椎名教授は何をもつて「被保険者に關連して保険價額を客觀的に定むる」といふのか、全く了解に苦しむ。肝腎の保険價額の概念規定にして既にかくの如くである。従つて、實際市場に於ける保険價額の取扱についての所説に於て、同教授が「保険價額は實際に算出されてゐる」と言つたところで、その保険價額が一體何を意味するのか薩張り判らない。

三、折衷的客觀主義説

次には、加藤教授の所説についてである。私は加藤説をもつて敢へて、「折衷的客觀主義」と呼ぶ。蓋し、加藤教授は保険價額に通常價額と特別價額との二種類があるとし、前者をもつて北村説の一般的客觀主義に於ける保険價額、後者をもつて椎名説の個別的客觀主義に於ける保険價額を意味し、兩者は場合々々によつていづれも成立可能である。いづれを保険價額とするかは具體的な場合によつて決しなければならぬ。一般

客觀主義保険價額説に於ける動搖

的順序としては「先づ通常價額を標準として之を決し特約あるときに限り特別價額を標準として決すべきである。」²⁾それ故、「北村教授が保険價額は全然客觀的のものなりと主張されるのも一方的觀察と思はれるし、椎名教授が、客觀的のものであるが、常に被保険者の立場と相對的に決すべしと論ぜられるのも他方に偏した見解と云ひ得る」³⁾と述べてゐるからである。「折衷的」といふ名前が適當でなければ「合體的」または「妥協的」といふ名前に代へてもよい。

ところで、以上の如く、この加藤教授の説は北村説と椎名説との合體または折衷であるから、既に、北村説にも椎名説にも批判をなしたへた私としては大して言ふべきことはない筈であるが、實はこの加藤説は忠實なる合體を遂げてゐない。それは通常價額についても特別價額についても同様に言ひ得らるゝ。そこで、以下、簡單ではあるが、加藤説に批判を下す。これについては、既に椎名教授が加藤説を論じ盡し、「博士自身の保険價額に關する概念は曖昧」⁴⁾であつて「殆んど

1) 加藤氏、前掲論文、一〇頁

2) 3) 加藤氏、同、一四頁

4) 5) 椎名氏、保険價額に關し加藤博士に答ふ。一九頁

首肯するに足るべき何物もない」と結論してゐる通りである。私は、椎名教授の批評に於ける如く、加藤教授が通常價額をもつて一方では財が何人に對しても有する價格とし乍ら他方ではこれを新調價額によつて定むるといふのを責むる。また、特別價額を定義するとき、それは「當該被保險者の特別の事情に基いて」また「特約によつて」定まるといふを非難する。この場合、「當該被保險者の特別の事情に基いて」といふ部分に對する私の批判としては、既述の椎名説に對する私の批判がそのまま當はまるから、こゝで再び繰返すのを避けるが、「特約によつて」といふとき、客觀主義に立つと標榜する加藤教授としては實に救はれざる撞着を曝露してゐるといふべきである。豫め保險者と特約して置かなければ定まらないといふ價額はすこしも客觀的な價額ではあり得ない。この點椎名教授の加藤説批判に私は全く同感である。

要するに、加藤教授は、一方では北村説に組して通常價額を、他方では椎名説に惑はされて特別價額を考

へ、兩者を合體して折衷説でも作り上げるつもりでこの二種類説をもち出したのであらうが、現實には、たゞ徒に自身が據つて立つと稱する客觀主義を捨て去つた結果となつたゞけである。

以上、私は、私見に對する批判として新しい立場から興つた二つの相異なる客觀主義について、一應私自身の立場に立たずこれら客觀主義者自身の立場に立ち內在的批判を與へることによつて、結局、これらの説が甚だしい矛盾に陥つてゐることを指摘したのである。

訂正 本誌第四二卷第二號一一六頁下段「保險關係者の意思とは客觀的に存在が規定されるのは被保險利益であつて、決して、被保險利益のもつ保險價額そのものではない。」のうち「被保險利益であつて」は削除す。(一一・一一・四)

(校正に際して)本稿脱稿の數日後、私は北村教授「保險價額の客觀性」⁶⁾と野津教授「保險法」¹⁰⁾とを讀んだ。ともに本論争に直接關係を有する論述であるが、これらについての批判はこれを他の機會に譲る。

6) 加藤氏、前掲論文、一〇頁
7) 加藤氏、同、一二頁
8) 加藤氏、前掲論文、一三頁
9) 民商法雜誌、第四卷、第五號
10) 新法學全集、第五回配本